

Ⅱ-2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

(1) 多種多様な野生動植物と人間とが良好な関係を保つことによる、滋賀の生物多様性の保全・再生

<現況>

本県は400万年の歴史を有する古代湖・琵琶湖を有し、2,400種以上の水生生物が生息・生育し、県域全体では10,000種を超える生物が記録されています。また、里地里山などにみられる自然に支えられた人々の暮らしが営まれ、鮎ずしなどの滋賀独自の地域文化も育まれてきました。

しかしながら、開発などによる生物の生息・生育環境の劣化や消失、自然と人との関係の希薄化による二次的自然の荒廃、獣害の増加、オオクチバスやオオバナミズキンバイ等の侵略的外来生物の侵入・定着などにより、本県独自の生物多様性に危機が迫っています。例えば、ニホンジカは、近年、個体数が増加し、分布範囲が拡大したために、食害による農林業被害や森林の植生衰退・土壌侵食を引き起こしています。今後もこのような状況が続けば、農林業被害だけでなく、自然生態系にも深刻な影響が及ぶと予測されます。

また、カワウの急激な生息数の増加により、アユなどの水産資源が捕食される漁業被害や、集団営巣地(コロニー)周辺での樹木の枯損が起きています。

さらに、県内では侵略的外来種の侵入・定着が相次ぎ、平成21年(2009年)に初確認された水生植物のオオバナミズキンバイは南湖全域に拡大し、在来植物との競合、底生生物・魚類の生息環境の悪化、水流の停滞による水質の悪化、漁船の航行や漁場への影響など、生態系や景観、産業への影響が懸念されています。

一方で、私たちの社会構造や生活スタイルの変化に伴い自然への働きかけが縮小し、里山の荒廃や竹林の拡大など、二次的自然の中で育まれてきた生物多様性が大きく損なわれています。

また、地球温暖化などの地球規模の環境変化により、これまであまり見られなかった生物が定着するなど、野生生物の分布に対する影響も出始めています。

<課題および今後の取組>

外来種やニホンジカ、カワウ等の「増えすぎ」や多くの在来種の「減りすぎ」といった自然界のバランス

の崩れという生物多様性の危機に対して、緊急の取組を実施する必要があります。

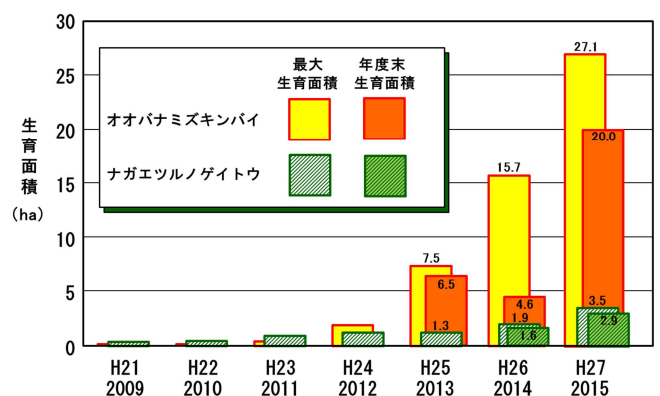
また、社会全体として生物多様性を保全しその恵みである「生態系サービス」を持続的に享受するため、生物多様性に関する理解を深めるとともに、各主体の活動における生物多様性への配慮を広めるための取組を推進する必要があります。

これらの課題に戦略的・体系的に対応するため、平成27年(2015年)3月に「生物多様性しが戦略」を策定し、それに基づいた取組を実施し、生物多様性の保全・再生を進めます。

◆本県の生物多様性を脅かす外来種等への対応

外来種なかには著しく増加・拡大し、在来種の存続を脅かすほか、生態系や農林水産業、私たちの生活などに悪影響を及ぼすものがあり、侵略的外来種として対策が必要です。水生植物では急増したオオバナミズキンバイなどを対象に、管理可能な状態に置くことを目標にしていますが、平成27年度には前年度積極的に駆除した跡から大規模な再生が起こったことから、駆除とともに巡回・監視に取り組む必要があります(図表16)。

図表16 オオバナミズキンバイの生育面積の変化

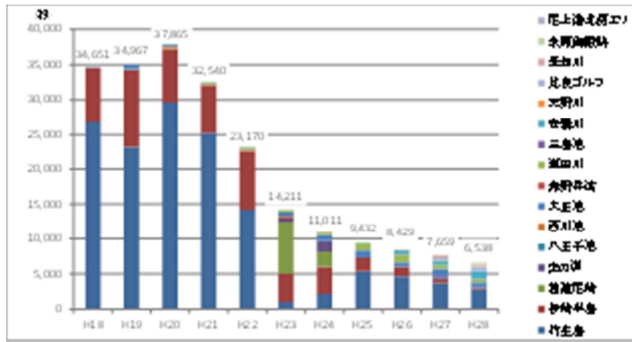


食害の影響が著しいニホンジカに対しては、被害状況の把握や効果的な捕獲方法を検証しながら、影響の軽減を目指した捕獲事業の強化を進めています。

また、カワウに対しても個体数調整に取り組んでおり、近年、大規模コロニーでの生息数が大幅に減少してきています(図表17)。しかし、小規模コロニーの

形成等の課題も発生しており、当面は管理しやすい程度まで、長期的には被害が表面化していなかった頃の個体数4,000羽を目標として生息数の削減に取り組んでいます。

図表 17 滋賀県春期（5月）カワウ生息数の推移



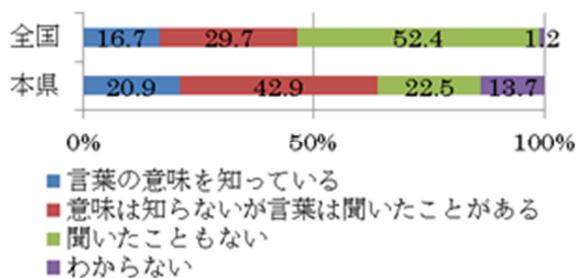
◆生物多様性に対する県民の理解や生態系サービスの持続可能な利用の取組の推進

本県の生物多様性を保全しながら、その恩恵として生態系サービスを持続的に享受するためには、県民一人ひとりが、日常生活や社会経済活動などのすべての営みが生態系サービスに支えられていることを認識し、生物多様性の重要性やその価値を理解していく必要があります。

本県での「生物多様性」という言葉の認知度は、全国より高い状況にはあるものの、その意味を知っている人はいまだ2割にとどまっており、多くの県民にとってなじみの薄い状況にあります（図表 18）。そのため、まずは県民が生物多様性について知る、気づく、考える機会を環境学習やイベント等により設け、理解の促進を図ります。

また、併せて、地域資源の活用、地産地消の推進、生産活動における環境への配慮に関する認証など、社会経済活動に生物多様性を組み込む取組を進めます。

図表 18 生物多様性の認知度



出典：平成 25 年度県政世論調査
平成 26 年度内閣府環境問題に関する世論調査

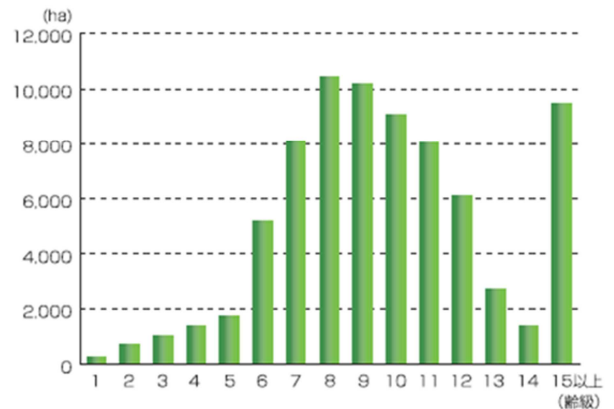
(2) 森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

<現況>

本県の森林は県土の約半分を占めており、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、様々な役割を果たしています。そのため、これら多面的な機能が持続的に発揮されるように、「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、地域特性に応じた森林保全や森林管理に取り組んできました。

本県では、森林の約9割が民有林であり、その中でも個人の所有が41%と最も多くなっています。人工林が44%を占めており、その約半分が手入れの必要な、林齢9歳級以下の森林となっています（図表 19）。加えて、戦後に造成された人工林が、今後、本格的な利用期を迎えています。

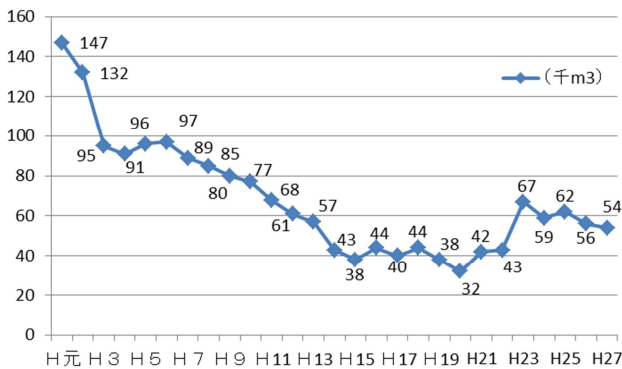
図表 19 人工林の年齢別面積（民有林）



※年齢級：森林の林齢を5ヶ年でひとくくりにしたもの。

森林の多面的機能を持続的に発揮するためには、林業活動の活性化による適切な森林整備を推進し、森林資源の循環利用を進めることが不可欠ですが、平成 27 年の県産材の生産量は 54,000m³にとどまっており、近年増加傾向にはあるものの、低い水準で推移しています（図表 20）。一方で、平成 24 年に東近江市において県産材の流通拠点である「木材流通センター」が開設、平成 27 年には、米原市において木質バイオマスの発電施設が稼働を開始するなど、県産木材の利用拡大が図れる施設の整備が進んでいます。

図表 20 本県の木材生産量の推移

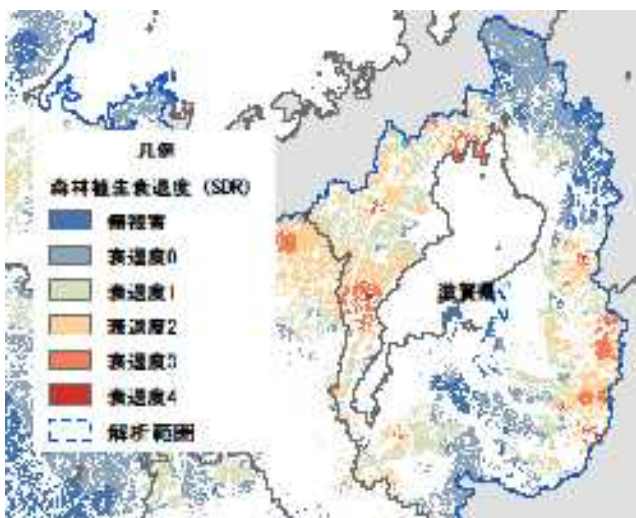


一方、近年は水源林周辺の目的不明な森林の取得やニホンジカによる植生・林業被害の増加、森林生態系被害の増加など、森林の健全性を脅かす事象が顕在化しています。

林野庁の調査によると、平成 18 年から平成 27 年において、居住地が海外にある外国法人や外国人と思われる者による森林買収の事例が、他道県にて 108 件、1,232ha 確認されています。そのため、本県を含む 17 道県（平成 27 年度末時点）が水資源保全の観点から、水源周辺における土地取引行為に事前届出を求める条例を定めています。

また、ニホンジカの急増により若芽や樹皮等への食害が深刻化しており、森林生態系への影響が顕著になっています（図表 21）。

図表 21 シカによる森林植生衰退状況



出典：関西広域連合 平成 26 年度野生鳥獣対策検討業務報告書より作成

<課題と取組方針>

森林の健全性を阻害する新たな課題への対応が必要となっています。また、本格的な利用期を迎える森林資源の循環利用の推進が求められています。

そのため、「琵琶湖森林づくり基本計画」では、平成 27 年度から平成 32 年度までの戦略プロジェクトとして、「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」を掲げており、新たな課題に対して重点的かつ戦略的に取り組んでいきます。

◆生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進

森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林の保全・管理等の総合的な取組を行うとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを進める必要があります。

そのため、琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給を図るなど、水源かん養機能の維持に特に必要な森林を積極的に水源森林地域として指定し、届出制度等による適正な保全・管理を図ります。あわせて、水源林保全巡視員を配置し、山地災害の危険地や森林被害の実態、林地の開発状況等の点検や巡視を強化し、森林の保全に努めます。

また、計画的な除間伐等の森林整備を実施するとともに、適切な植生維持による生物多様性の保全を図るため、増えすぎたニホンジカの多様な主体による捕獲を推進するなどし、生息密度の低減を進めます。

◆県産材の安定供給体制の確立

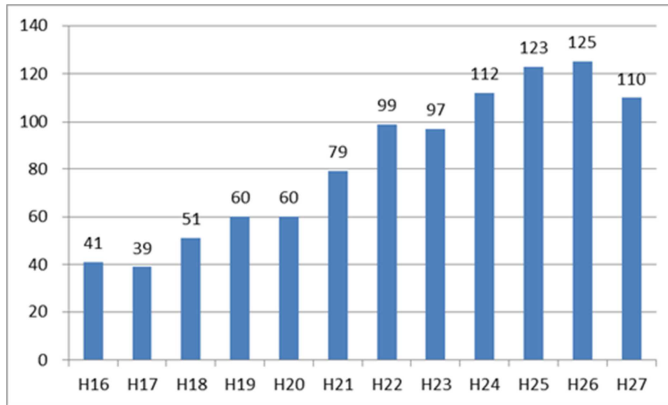
森林資源の循環利用を進めるため、川上から川下までの多様な取組により、県産材の安定供給体制を確立する必要があります。

そのため、木材の生産段階においては、搬出間伐等の取組を推進するとともに、林内に放置されてきた間伐材等の残材を搬出・利用する取組を推進します。

また、県産材の利用拡大を進めるため、ニーズに即した原木供給など、木材流通センターを核とした県産材の生産・流通体制の強化に取り組むとともに、県産材加工施設や木質バイオマス利活用施設等の整備を推進します。

あわせて、公共施設の木造化・木質化の取組等により県産材の普及啓発やPRをおこない、住宅などでの県産材の積極的な利活用を促進します（図表 22）。

図表 22 県産木材を使用した住宅の助成戸数



Ⅲ-1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます

<現況>

世界全体の二酸化炭素排出量は、人口増加や経済成長により増加し続けており、地球温暖化に関する国際的な研究機関である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第5次評価報告書によると、二酸化炭素の濃度が最も高くなるシナリオでは、21世紀末までに世界の平均気温は、2.6～4.8℃上昇すると予測されています。さらに、同報告書では、「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な原因であった可能性がきわめて高い」と指摘しており、私たちの生活や経済活動にともなう温室効果ガスの過剰な排出が地球温暖化を引き起こしていると考えられます。

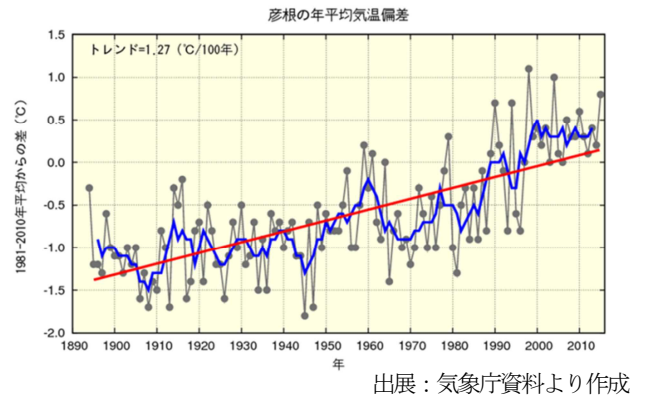
平成27年(2015年)12月には、2020年以降の地球温暖化対策の新たな枠組みである「パリ協定」が国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択されました。「パリ協定」では、世界の共通の長期目標として2℃目標の設定とともに、1.5℃に抑える努力を追究することに言及するとともに、各国で実効ある対策を講じることを求めています。

また、国においては、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策推進法に基づき、「地球温暖化対策計画」を平成28年5月13日に閣議決定しています。

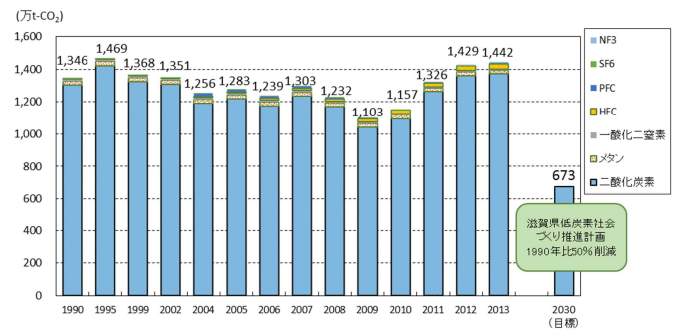
県内の年平均気温の経年変化は、明治27年(1894年)から平成27年(2015年)の間に、100年あたり1.27℃の割合で上昇しています(図表23)。また、既に世界的な気温の上昇やこれに起因すると考えられる異常気象等の気候変動が生じ始めており、本県においても平成22年(2010年)8月には、県内すべてのアメダス観測地点で観測開始以来最も高い平均気温を記録しています。

滋賀県域における平成25年度(2013年度)の温室効果ガス総排出量は1,442万トン(速報値)であり、平成2年度(1990年度)比で96万t(約7.1%)増加しています。また、総排出量のうち、二酸化炭素が95.4%と大半を占めています(図表24)。

図表23 県内(彦根市)の年平均気温の経年変化



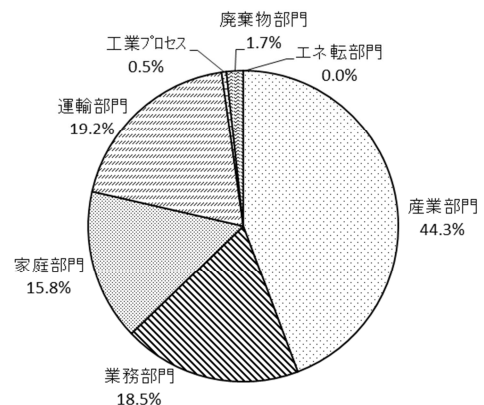
図表24 本県における温室効果ガス排出量の推移



二酸化炭素排出量は、産業・業務・家庭・運輸部門からの排出量が全体の約98%を占めており、このうち産業部門からの排出量が一番多くなっています(図表25)。

また、平成22年度(2010年度)以降は、エネルギー使用量はほぼ横ばいですが、電力排出係数の影響^(※)により、温室効果ガスの排出量は増加傾向にあります。

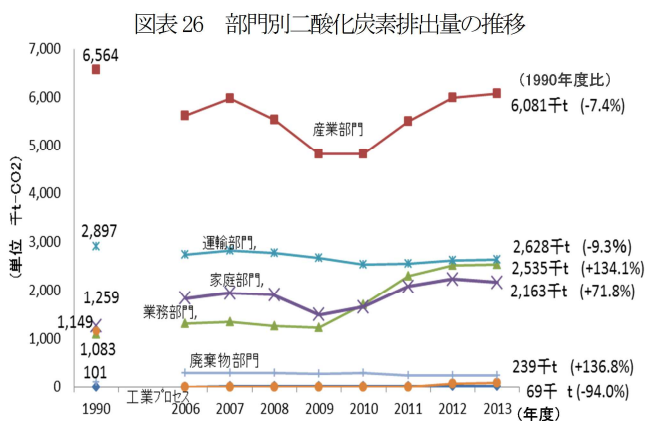
図表25 平成25年度(2013年度)の二酸化炭素排出量の部門別内訳



(※) 電気使用量1kWhあたりの二酸化炭素排出量を示します。東日本大震災以降、原子力発電から火力発電等にシフトしたことにより、電力排出係数が上昇しました。

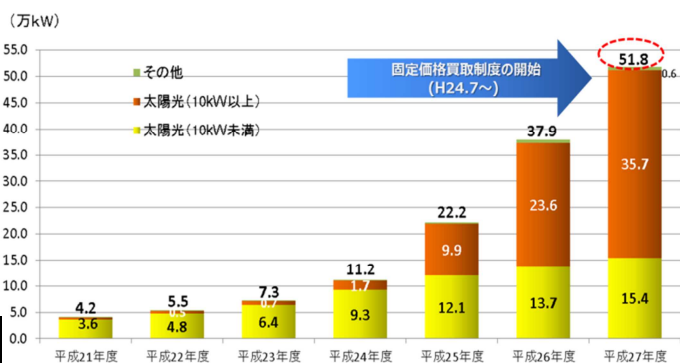
次に、部門別の二酸化炭素排出量は、平成 25 年度（2013 年度）の産業部門および運輸部門では、平成 2 年度（1990 年度）と比較して減少していますが、産業部門では平成 22 年度（2010 年度）以降増加傾向にあります。

一方で、平成 25 年度（2013 年度）の家庭部門および業務部門は、平成 2 年度（1990 年度）と比較して、それぞれ約 1.7 倍、約 2.3 倍に増加しています（図表 26）。



また、本県の再生可能エネルギーの導入量は固定価格買取制度の開始後、特に事業用太陽光発電が急速に拡大したことで、着実に増加しています（図表 27）。

図表 27 再生可能エネルギー発電設備の導入状況（累積ベース）



※平成 23 年度までは J-PEC 等データ、平成 24 年度は関西電力提供データ等、平成 25 年度以降は資源エネルギー庁の FIT 公表データ（新規認定+移行認定）を用いている。

＜課題および今後の取組＞

本県では、産業部門からの二酸化炭素排出量が県全体の約半分を占めています。また、家庭部門や業務部門では、平成 2 年度（1990 年度）と比較して、排出量が大幅に増加しています。そのため、これらの部門を

中心としたより一層の排出削減に取り組みます。

また、既に地球温暖化に起因すると考えられる気候変動が生じ始めていることから、今後起こりうる自然環境や社会経済活動へのリスクにも対応していく必要があります。そのため、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」に加えて、気候変動の影響を抑制する「適応策」を検討します。

こうした取組を進める一方で、IPCC の第 5 次評価報告書や我が国の約束草案が提示されるなど、国内外の社会情勢等が変化している状況を考慮し、今後の低炭素社会づくりに関する施策のあり方等の検討を進めます。

◆省エネ取組および再生可能エネルギー導入の促進

低炭素社会・省エネルギー型社会への転換のためには、県民、事業者等の省エネの取組をより一層進めるとともに、必要となるエネルギーについては、その低炭素化に向け、再生可能エネルギー等の導入促進を図っていくことが必要です。

そのため、省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着や設備・機器の高効率化の推進、エネルギーマネジメントによる効率的な利用の促進等により、家庭や産業等、あらゆる分野における省エネ取組を推進します。

また、太陽光パネルなどの再生可能エネルギー関連製品や省エネ製品、その部品や素材を製造する工場が多く立地しているという本県の産業構造を活かし、温室効果ガスの排出削減に貢献する製品・サービスを生み出す事業活動を推進することで、産業部門における排出量の削減を進めます。

一方、再生可能エネルギーの導入においては、機器等の普及により比較的導入が容易となった太陽光発電について、個人用住宅や事業所における導入推進やメガソーラー事業の立地促進などに引き続き取り組み、さらなる普及を目指します。また、地中熱や木質バイオマス発電といった地域資源や地域特性を活かした分散型のエネルギーについても、新たなエネルギー資源の創出が見込めるとともに、地域活性化や防災力の向上等にも資するため、導入を促進します。

◆気候変動の影響に対する適応策の推進

本県では、農業分野において、温暖化の影響に対応した水稻の品種である「みずかがみ」の栽培の推進や、自然災害分野で、水害のリスクに対応した流域治水の取組を実施するなど、気候変動の影響に対応するための適応策を、一部の分野において既に実施しています。

このような適応策の検討や実施をあらゆる分野に広げていくためには、県内での将来的な気候の変化の把握や気候変動の影響に関する評価を、県としての統一的に実施し、必要な情報を整理・蓄積するとともに広く提供していくことが不可欠です。

そのため、既に実施している分野でのさらなる推進と、他の分野（健康分野や生態系分野等）での新たな取組を検討していくため、気候変動に関する影響評価の調査を実施し、庁内での情報共有および検討を進めます。また、適応策は被害が想定される各地域で実践されることが重要であるため、県民や事業者等に影響評価に関する情報を広く提供し、各主体による適応策の取組を促進します。

Ⅲ-2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます

＜現況＞

今日の私たちの生活や経済活動においては、様々な物質が使用、排出されています。例えば、暮らしを支える種々の製品の製造過程では数万種を超える化学物質が使用されています。また、私たち自身も日々の生活の中で、生活雑排水や廃棄物といったかたちで汚濁物質を排出しています。

こうした様々な物質（環境汚染物質）が大気や水といった環境中の経路を通じ、人の健康や生態系に影響をおよぼす可能性（おそれ）を「環境リスク」といいます。

本県の環境リスクにかかる課題を、時代を追って振り返ると、工場・事業場から排出される重金属等の有害物質による人体や生態系への影響、有機物の過剰な排出による水質汚濁、富栄養化にもなる赤潮やアオコの発生による水道水の異臭味や利水障害の発生、有機塩素系化合物などの微量化学物質の長期摂取による健康被害の懸念などがあります。

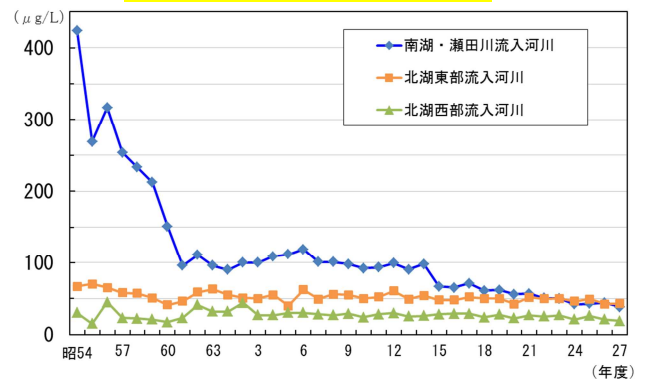
これらの問題に対して、県では、滋賀県公害防止条例等の施行による工場・事業場の規制を行い、環境汚染物質の拡散防止や排出抑制を進めるとともに、工場・事業場に対して、原材料を転換するなど生産工程の工夫による環境負荷の低減や、環境汚染事故の未然防止等の自主的な取組みを促してきました。その結果、環境汚染物質の排出量は減少し、琵琶湖・河川の水質および大気環境など、本県をとりまく環境は改善されてきました（図表 28、図表 29、図表 30）。

現在では、県内の環境リスクは、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理がされていると考えられます。

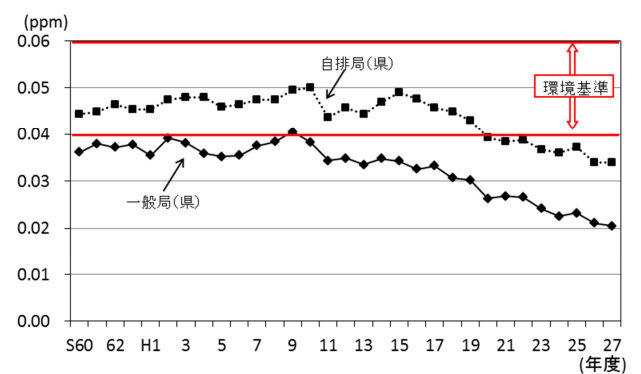
しかしながら一方で、東日本大震災における原子力発電所事故では、放出された放射性物質による健康影響等が危惧され大きな問題となりました。また、平成 25 年（2013 年）1 月には、全国的に微小粒子状物質（PM2.5）の大気中濃度が一時的な急上昇が見られたことで、生活環境への影響に対する関心を集めるなど、新しい課題も浮かび上がってきました。

このように、環境リスクに関わる様々な事象が表出する中で、県民の環境リスクに対する関心や安全・安心な生活環境に対するニーズは高まりつつあります。

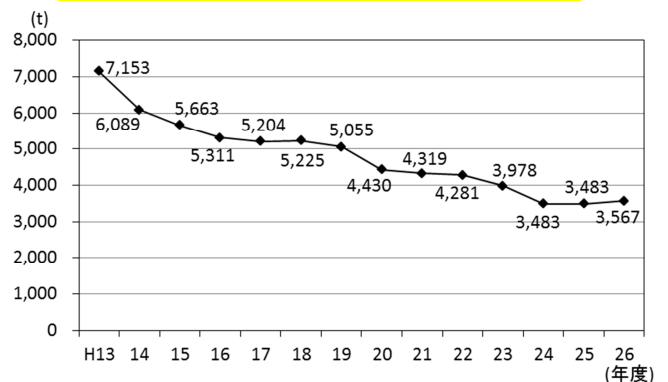
図表 28 河川の全リン濃度の経年変化



図表 29 大気中の二酸化窒素濃度の経年変化



図表 30 PRTR 法に基づき報告された化学物質の排出量



＜課題および今後の取組＞

現在、環境リスクは概ね私たちの生活に支障がない状態で管理できていると考えられますが、この状態を維持するとともに、さらなる低減を図ることが重要です。また、県民の環境リスクに対する関心や安全・安心な生活環境を求める声は高まりつつあるといえます。

そのため、事業者などによる環境規制の遵守や環境基準の達成、化学物質管理の取組を引き続き進めると

ともに、県民に適時情報提供を行うなど、住民が周辺環境の状況を的確に把握できるよう取り組みます。

◆工場・事業場に対する環境汚染物質の排出抑制対策の推進

環境リスクの低減のためには、環境汚染物質の主な排出元である工場や事業場に対し、引き続き排出抑制を進めることが重要です。

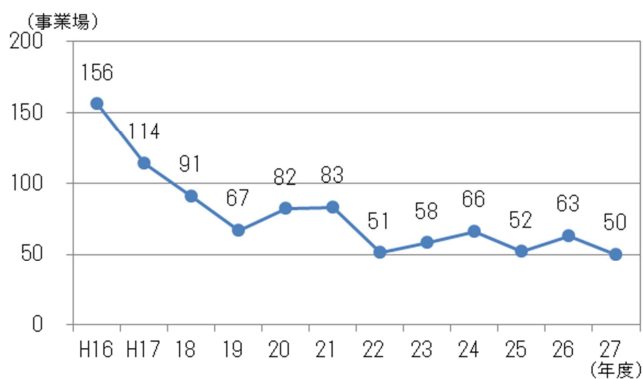
工場・事業場のばい煙や排水には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例等に基づく規制が適用されており、立入検査やばい煙・排水検査の結果、不適合であった工場・事業場に対しては行政指導を実施しています。

これまでの取組みにより不適合事業場数は大きく減少しましたが（図表 31）、今後も工場や事業場の監視・指導を実施し、法令遵守や環境汚染物質の排出抑制を進めるとともに、環境リスクに対する自主管理体制の構築や環境事故防止の取組について助言を行うなど、環境リスクの低減のための取組を進めます。

光化学オキシダントやPM2.5の濃度が上昇した場合には、安全・安心の観点から、県民に対して屋外活動を控えるなどの生活上の注意事項を周知します。

また、化学物質の有害性やPRTR法に基づく化学物質の排出量の情報、地下水の流向・水位等の情報、事業者における有害物質の使用状況等の情報といった、県民が環境リスクを把握するために参考となる情報についても、わかりやすく整理し、積極的に提供します。

図表 31 工場排水検査における行政指導数の経年変化



◆県民への環境リスク情報の提供

県民の環境リスクに対する関心を充足するとともに、安心できる社会づくりを進めるため、環境リスクに関する正確な情報をわかりやすく伝えることが必要です。

特に、光化学オキシダントやPM2.5などの大気環境中の測定結果や、環境中の放射性物質に関する情報など、即時性の必要な情報については、インターネットや県の情報提供サービス「しらしがメール」等の広報媒体を用いて、引き続き迅速に発信します。さらに、

Ⅲ-3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

<現況>

本県では、「循環型社会」(廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用の取組により、新たに採取する資源を少なくした、環境負荷の少ない社会)を構築するため、廃棄物の発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)に重点を置いたうえで、再生利用(リサイクル)とともに3Rの推進に取り組んできました。

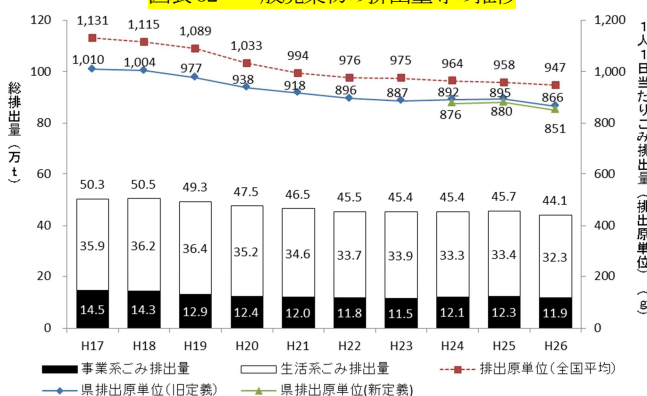
一般廃棄物^(※)については、容器包装廃棄物の削減やグリーン購入をはじめとする取組および家庭や事業所に対する普及啓発の取組等により、排出量は概ね減少傾向にありますが、近年、事業系一般廃棄物についてやや増加がみられたところ(図表32)。

次に、総資源化量は平成19年度以降減少傾向にあり、再生利用率は平成19年度から平成25年度まで概ね横ばいとなり、平成26年度には上昇しています(図表33)。近年、総資源化量の減少や再生利用率の低下がみられた背景には、容器の軽量化や集団回収量の減少、小売店等での店頭回収(資源回収の取組)の拡大によって行政回収量に計上されない資源物が増加したことなどの影響があると推測されます。

一方、一般廃棄物焼却施設については、稼働年数が長期にわたる施設や間欠運転炉、余熱未利用施設が多い状況にあり、本県の余熱利用率は68%と全国平均値の92%を下回っています。

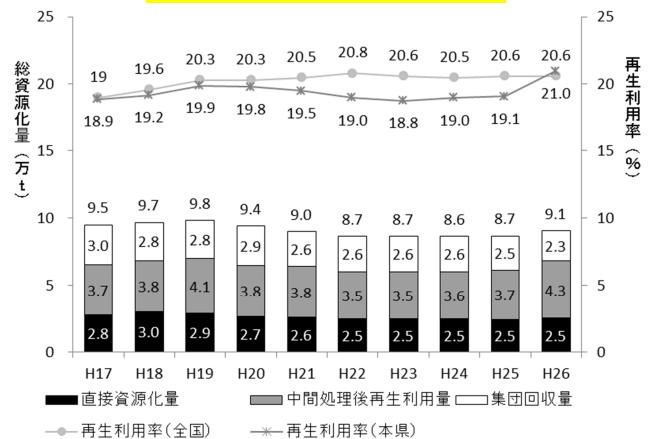
また、最終処分量は約4.8万t(平成26年度)となり、近年鈍化していますが、概ね減少傾向にあります。

図表32 一般廃棄物の排出量等の推移



(注) 住民基本台帳法の改正により外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったことから、平成24年度より新定義による数値も併記。(旧定義：総人口に外国人人口を含まない。新定義：総人口に外国人人口を含む。)

図表33 一般廃棄物の再生利用率等の推移

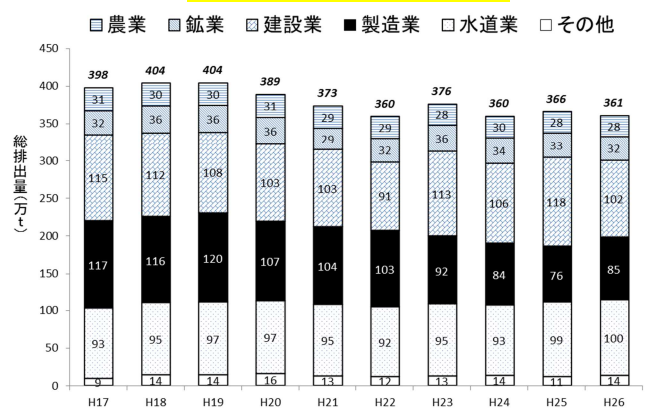


一方、産業廃棄物^(※)の排出量は、景気動向に左右される面がありますが、近年概ね横ばいとなっています(図表34)。

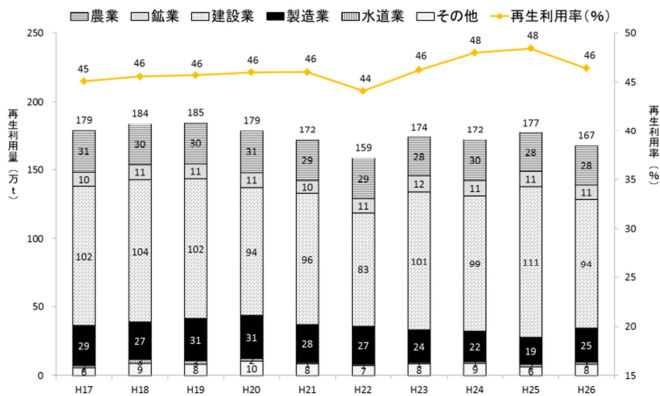
総資源化量および再生利用率は、ともに平成22年度以降平成25年度まで概ね増加傾向にありましたが、平成26年度には減少しています(図表35)。これは、再生利用率の高い建設業から排出されるがれき類の増減が全体の再生利用率の高低に連動している影響と考えられます。

また、最終処分量は、平成23年度以降減少傾向にありましたが、約8.6万t(平成26年度)に増加しています。

図表34 産業廃棄物の排出量等の推移



図表 35 産業廃棄物の再生利用量等の推移



＜課題および今後の取組＞

廃棄物の減量や再生利用は着実に進んでいますが、より一層の減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けて、まずは廃棄物の発生を抑制する2R（リデュース・リユース）を推進することが重要です。あわせて、発生した廃棄物を資源として循環させるリサイクルを進めるとともに、環境負荷や生活環境への影響等を最小化するため適正処理を引き続き徹底する必要があります。

そのため、2Rの取組の強化を図るとともに、引き続きリサイクルの取組を促進します。また、廃棄物の適正処理の推進や災害廃棄物の処理体制の強化等に取り組めます。

◆2R（リデュース、リユース）の取組の強化

ごみは主に私たちの日常生活から発生するため、家庭や事業所等での様々な場面で削減を進める必要があります。

容器包装もその一つであり、用途上、利用後は廃棄されやすいため、その使用自体を抑制することが重要です。レジ袋については、これまで小売店の協力のもとマイバッグ持参運動やレジ袋の無料配布中止の取組等を実施し、消費者の環境配慮意識の醸成やライフスタイルの転換を促すことで使用量の削減を進めてきました。今後はレジ袋削減を食品関連売場以外に広めるほか、レジ袋以外の容器包装廃棄物の削減、さらにはマイボトルの利用やリユースショップ・修理店などの情報提供をはじめとするリユースの取組推進を図ります。

また、家庭や事業所から生じる食べ残しや売れ残りなどの食品ロスの発生量は、国全体で約632万t（平成25年度）と推計されています。

食べられる食品の廃棄は、もったいないことであるとともに、環境負荷（CO2発生等）にもつながり、大きな課題となっていることから、「第四次滋賀県廃棄物処理計画」において新たに食品ロス対策に取り組むこととしています。

今後、市町や飲食店、宿泊施設等と連携し、食品ロス量の把握や食品廃棄を抑制する取組の促進、食べ残りの普及啓発を行います。また、廃棄される食品の削減に向けた情報提供を通して事業者から排出される食品ロスの削減を推進します。さらに、県民に食品の買い過ぎや可食部分の過剰除去、飲食店等での食べ残しなどの食品ロス削減に向けた普及啓発を進めます。なお、こうした食品ロス削減運動の展開に当たり、県職員の率先行動に取り組めます。

産業廃棄物においては、事業者等による自主的な取組をさらに促進することが重要であることから、発生抑制等にかかる研究開発および施設整備の促進や、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画策定に係る指導、排出事業者に対する普及啓発などに引き続き取り組みます。

◆リサイクルの取組の推進

一般廃棄物については、焼却される廃棄物に紙類が一定程度含まれている状況から、再生利用可能な紙ごみ等の分別・回収の徹底が必要です。そのため、自治会等が行う集団回収に加えて、小売店等での店頭回収など、多様な回収ルート確保や周知に取り組めます。

また、容器包装や家電、食品等において、国や業界団体による各種リサイクル法や回収体制の整備が進んだことから、引き続きこれら回収ルートを周知するとともに、近年施行された小型家電リサイクル法のさらなる普及・定着化を進めます。

一方、産業廃棄物については、再生利用量、再生利用率ともに平成26年度には減少しましたが、さらなる推進に向けて、事業者への啓発や資源化に係る研究開発・施設整備の促進等に取り組めます。あわせて、再生資源の循環利用が促進されるよう、滋賀県リサイ

クル認定製品の利用拡大等を図り、事業者におけるリサイクルを促進します。

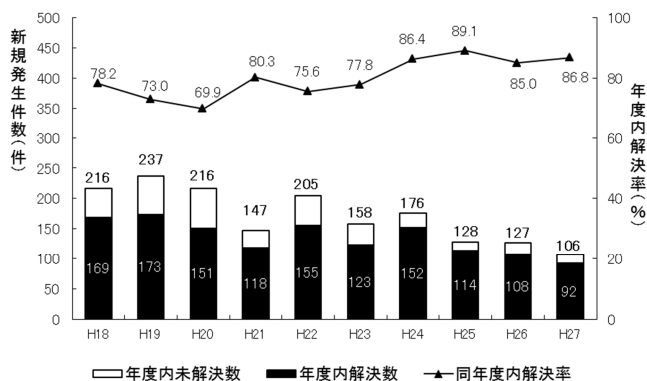
◆廃棄物の適正処理等の推進

廃棄物の処理にあたっては、環境負荷や生活環境への影響を最小化するよう、適正に処理を行う必要があります。

そのため、廃棄物処理施設等の監視指導を引き続き徹底するほか、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及など適正な処理が推進される環境づくりを進めます。また、アスベストやPCB、感染性廃棄物といった人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある廃棄物については、処理において特に配慮が必要であるため、適正処理を徹底します。特にPCB廃棄物については、定められた期限内の処理完了を推進するため、掘り起こし調査等を実施します。

県内の不法投棄発生件数については減少傾向にあるものの、未だ後を絶たないことから、引き続き関係機関と連携して監視指導の徹底を図ることで不適正処理事案のうち新規発生件数の年度内解決率 85%以上を維持するなど、不法投棄を許さない環境づくりに取り組みます（図表 36）。

図表 36 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率



一方、本県では、一般廃棄物の最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センターに、産業廃棄物の最終処分は県内唯一の管理型産業廃棄物処分場であるクリーンセンター滋賀に依存している状況であることから、最終処分量の抑制や最終処分場の確保に引き続き取り組みます。あわせて、市町等が設置する一般廃棄物処

理施設においては、地球温暖化防止の観点から省エネルギーや創エネルギーに配慮した施設整備等を促進していきます。

また、災害発生時には、通常の廃棄物の収集・処分が困難となるほか、大量に残された廃棄物が復旧・復興の妨げになるといった事態も想定されるため、災害廃棄物対策については平時から必要な体制を整えておくことが重要です。そのため、これまで災害発生時の支援等にかかる協定を関係団体と締結するなど、災害廃棄物の処理体制の整備に取り組んできましたが、今後は、災害廃棄物処理計画の策定をはじめ、より一層の充実強化を図ります。